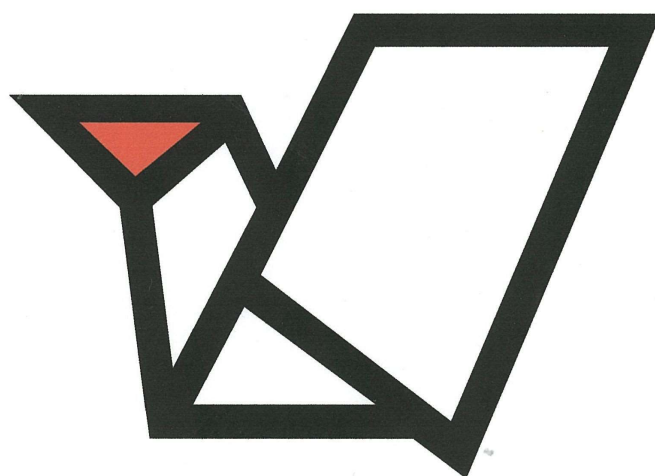


令和7年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会



令和7年3月27日

令和 7 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会会議録

令和 7 年 3 月 27 日（木曜日）

（ 目次 ）

議事日程・場所	1
付議事件	1
出席議員の氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会	3
広域連合長挨拶	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	
・ 例月出納検査（令和 6 年 5 月分から令和 6 年 11 月分まで）の結果について	4
・ 令和 5 年度下半期及び令和 6 年度上半期分財務監査結果報告について	4
一般質問	
・ みわ智恵美議員	5
・ 佐藤広域連合長	6
議案上程	
議員提出議案第 1 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例について	
提案理由説明	
・ 田辺昭人議員	8
反対討論	
・ みわ智恵美議員	8
採決	8
議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 の制定について	
提案理由説明	
・ 青木事務局長	9
採決	9
議案第 2 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改 正する条例について	
提案理由説明	
・ 青木事務局長	10
採決	10
議案第 3 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の一部変更について	
提案理由説明	
・ 青木事務局長	11
反対討論	
・ みわ智恵美議員	11
採決	12
議案第 4 号 令和 6 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号） について	
提案理由説明	

・青木事務局長	12
採決	12
議案第5号 令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正 予算（第1号）について	
提案理由説明	
・青木事務局長	13
採決	13
議案第6号 令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	
提案理由説明	
・青木事務局長	14
議案関連質疑	
・みわ智恵美議員	15
・佐藤広域連合長	15
・みわ智恵美議員	16
・青木事務局長	16
反対討論	
・みわ智恵美議員	16
採決	17
議案第7号 令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 について	
提案理由説明	
・青木事務局長	17
議案関連質疑	
・みわ智恵美議員	18
・佐藤広域連合長	18
反対討論	
・みわ智恵美議員	19
採決	19
陳情第1号 従来の健康保険証の復活を求める意見書提出の陳情	
陳情第2号 窓口負担2割の方への「配慮措置」の継続を求める意見書提出の陳情	
議会運営委員会へ付託	19
休憩	19
再開	20
委員長報告（陳情第1号及び第2号）	20
賛成討論（陳情第1号）	
・みわ智恵美議員	20
採決（陳情第1号）	21
賛成討論（陳情第2号）	
・みわ智恵美議員	21
採決（陳情第2号）	21
閉会中継続審査	21
議決事件の字句及び数字等の整理	22
閉会の挨拶	22
閉会	22
議決結果	23
会議録署名	23

(資料)

- 議案書
- 議案説明資料
- 議場配付資料①
- 議場配付資料②

○議事日程・場所

令和7年3月27日 午後2時30分 開会

於：かながわ労働プラザ 3階多目的ホール

日程第 1 . 広域連合長挨拶

日程第 2 . 会議録署名議員の指名

日程第 3 . 会期の決定

日程第 4 . 諸般の報告

日程第 5 . 一般質問

日程第 6 . 議員提出議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第 7 . 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

日程第 8 . 議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 . 議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について

日程第 10 . 議案第4号 令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について

日程第 11 . 議案第5号 令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第 12 . 議案第6号 令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

日程第 13 . 議案第7号 令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 14 . 陳情第1号 従来の健康保険証の復活を求める意見書提出の陳情

日程第 15 . 陳情第2号 窓口負担2割の方への「配慮措置」の継続を求める意見書提出の陳情

日程第 16 . （追加）閉会中継続審査

○付議事件

議員提出議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例について

議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について

議案第4号 令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1
号）について

議案第5号 令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補
正予算（第1号）について

議案第6号 令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

議案第7号 令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予
算について

陳情第1号 従来の健康保険証の復活を求める意見書提出の陳情

陳情第2号 窓口負担2割の方への「配慮措置」の継続を求める意見書提出の陳情

○出席議員（20人）

1番	大桑 正貴	11番	田辺 昭人
2番	川口 広	12番	古内 明
3番	木内 秀一	13番	納所 輝次
4番	仁田 昌寿	14番	神田 眞弓
5番	田中 ゆき	15番	久保田 聡
6番	柏原 すぐる	16番	池田 真一
7番	みわ 智恵美	17番	遠藤 浩一
8番	各務 雅彦	18番	古市 正
9番	長谷川 智一	19番	一石 洋子
10番	川島 雅裕	20番	石田 照子

○説明のため出席した者

広域連合長	佐藤 光
事務局長	青木 一広
企画課長	堀江 真樹
保健事業担当課長	浅野 智子
資格保険料課長	服部 敦
給付課長	田中 憲明

○職務のため出席した者

書記長	重田 康和
書記	出川 陽太郎
書記	佐藤 千鶴
書記	鷹栖 豊
書記	森田 翔子
書記	早坂 実穂

【開会の挨拶】

○議長（各務 雅彦君）

皆さま、こんにちは。議長の各務でございます。

本日の進行につきまして、円滑に進められるよう努めてまいりますので、皆さまの御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、着席して進行させていただきます。

ただいまの出席議員は19名で定足数に達しております。

なお、事前に遅参届の提出を受けており、1名が後ほど参加する予定ですので、御報告いたします。

ただいまから、令和7年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めていますので、御報告いたします。

お手元に配付いたしました、議場配付資料①の1ページの議事日程表により、順次御審議いただきますので御了承願います。

【広域連合長挨拶】

○議長（各務 雅彦君）

それでは、日程第1、広域連合長挨拶を行います。

広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 光君）

広域連合長の佐藤でございます。

本定例会の開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

まずは、本日、議員の皆さまにおかれましては、年度末の大変お忙しい中、当広域連合議会定例会への御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。ぜひ本日は、それぞれの自治体で培われた、皆さまの知見をお借りしながら、実りある定例会にしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、令和7年は、団塊の世代がすべて後期高齢者になります。被保険者数の増加に伴い、保険給付費も今以上に増加し、後期高齢者の方が支払う保険料や現役世代の負担は今後も増えていくことが見込まれます。そのような状況の中、国においては、全ての世代にとって安心できる社会保障である、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向け、社会保障全般で様々な取り組みが講じられており、後期高齢者を取り巻く環境は大きく変化しているところでございます。当広域連合におきましては、国や県、市町村との連携を

図りながら、これからも、被保険者の皆さまが日々の暮らしを安心して送っていただけるよう、引き続き、後期高齢者医療制度の健全かつ安定的な運営に努めてまいります。

本日の議会定例会には、令和7年度当初予算案や6年度補正予算案、条例改正案等、7件の議案を提出しております。よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（各務 雅彦君）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、5番、田中ゆき議員、及び6番、柏原すぐる議員を、私から指名いたします。

【会期の決定】

○議長（各務 雅彦君）

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

【諸般の報告】

○議長（各務 雅彦君）

次に、日程第4、諸般の報告を行います。

議場配付資料①の5ページから12ページの例月出納検査の結果についてのとおり、令和6年5月分から令和6年11月分までの例月出納検査が実施され、また、同資料13ページから15ページの財務監査の結果についてのとおり、令和5年度下半期及び令和6年度上半期分の財務に関する事務を対象とした監査が実施され、それぞれの結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

【一般質問】

○議長（各務 雅彦君）

次に、日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、議場配付資料①の17ページにあります、一般質問発言通告表のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

みわ智恵美議員の発言を許可します。

みわ智恵美議員。

○7番議員（みわ 智恵美君）

日本共産党横浜市会のみわ智恵美です。

75 歳以上の高齢者の暮らしは、物価高騰や光熱費の負担増などにより、ますます厳しさを増しています。お米が高くて買えない、一日一食にしている、医療費が払えず通院をやめた、など高齢者の健康や命に関わる悲痛な訴えが届いています。後期高齢者医療制度は 2008 年度の制度導入時から保険料は上がっており、高齢者の生活を圧迫する重大要因となっております。そんな中、後期高齢者が不安に感じているのは、高額療養費の自己負担上限額の引き上げと、2022 年 10 月から引き上げられた医療費窓口負担 2 割化の配慮措置が、9 月 30 日で終了し、完全に医療費 2 割負担が導入されることです。高額療養費の患者負担引き上げを 8 月から実施することについては、がん患者団体の皆さんをはじめ国民の怒りの世論により凍結に追い込まれております。しかし、負担引き上げの方針を決めた閣議決定、全世代型社会保障構築を目指す道筋、そのものは撤回されていません。さらに、医療費 4 兆円削減が自民・公明・維新で 3 党合意されています。70 歳以上の高齢者の場合、外来特例によって、負担制限額は現役世代より相対的に軽減されています。それでも、今回の上限額の見直しによれば、年収 200 から 370 万円の方で、月 18,000 円から 28,000 円へ 50%の引き上げ、非課税の方でも、月 8,000 円から 13,000 円へ 60%も引き上がります。今回の上限引き上げでは、5,330 億円の給付削減が見込まれていますが、その中には患者の受診抑制による削減 2,270 億円も織り込み済みです。今回の高額療養費削減による受診抑制は、患者の命を奪う危険を伴うことになると考えますが、見解を伺います。

現在、県広域連合で、556 億 7 千万円を高額療養費分として支出していますが、新たな上限額の引き上げが行われれば、この金額が削減され、その分患者負担増となります。負担増により患者の治療断念につながり、まさに命に関わることです。病気にかかりやすく、治療に時間もかかる後期高齢者の医療費負担は、本来はさらに引き下げることが必要です。今回凍結としていますが、凍結とは、溶ければそのまま実施するということです。医療を受ける権利を脅かす高額療養費の上限額の引き上げは、神奈川県後期高齢者医療広域連合として、政府に対し白紙撤回を、そして上限額の引き下げこそ求めるべきと考えますが、見解を伺います。

現在、所得が一定額を超える後期高齢者の医療費窓口 2 割負担は、配慮措置により今年の 9 月 30 日まで負担増は 1 か月 3,000 円に抑えられています。ところが期限が切れる 10 月 1 日より医療費が 2 割負担となるため、この間、1 割負担で月 5,000 円で通院していた場合、2022 年 10 月からは、8,000 円だったのが、完全 2 倍化で 1 万円になります。1 か月に、複数の病院で医療を受ける機会が多い 75 歳以上の高齢者には重い負担になることは明らかです。識者の方からは、世界に類を見ない高齢者の人権と尊厳を侵害する制度と言われているとあります。後期高齢者への新たな負担となる 2 割負担は、1 割に戻すことこそ求めら

れますが、当面、配慮措置の継続を政府に対して求めるべきと考えます。見解を伺います。

全国後期高齢者医療広域連合協議会は、昨年6月に、国の責任において、必要な財政措置を講じることを求めて、後期高齢者医療制度に関する要望書を提出しています。さらに、11月の要望書では、低所得者に対する保険料軽減措置について、被保険者の負担が過重にならないよう軽減制度の拡充を検討すること、その財源については国において確保することを求めています。ところが、政府は9月に高齢社会対策大綱で、後期高齢者の医療費窓口3割負担の拡大を検討すると閣議決定しています。高齢者の医療費負担がますます増えることが懸念されます。これ以上の負担とならないよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会が昨年6月に要望したように、神奈川県広域連合としても定率国庫負担割合の増加を国に求める考えに相違はないかどうか、見解を伺います。

財政安定化基金は制度開始以来取り崩しを行ったのは、2012年の20億円の一度だけで、保険料の増加抑制に使用しました。2014年以降は、新たな積み立てをしていませんが、2025年度の残高は77億7,799万6,728円となる見込みで、この際、物価高騰で苦しむ後期高齢者の保険料負担軽減に、財政安定化基金の取り崩しを行う考えはないのでしょうか。見解を伺います。

今年7月には、紙の後期高齢者保険証は期限が切れてしまいます。現在、マイナ保険証の神奈川県での利用率は、33.53%です。つまり、紙の保険証利用が6割以上というのが実態です。7月に紙の保険証が期限切れとなれば、マイナ保険証になっているのかどうか御本人の認識が無い場合には、資格情報のお知らせをどう扱えばいいのかわからない、また、資格確認書が届いていても、これまでと違うカードの大きさなので、保険証として使えるのかどうかかわからない等々、混乱は必至です。県広域連合としてこの混乱を回避しなければなりません。どう取り組むのか伺います。また、昨年も質問し、かつ求めましたが、資格確認書を全員に送付することでどなたもこれ一枚で国民皆保険制度が守られます。全員に発行すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（各務 雅彦君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 光君）

みわ議員から、5問の質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

まず始めに、高額療養費の患者負担引き上げについてお答えいたします。

この度の見直し案は、医療の高度化や高額薬剤の普及等により医療給付費が増加しているため、結果として現役世代を中心とした保険料負担が増していることが背景にあり、セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持しながら、全ての世代の保険料負担を軽減することが目的であったと認識しております。国においては、受診抑制につながらないよう、丁寧な議論を心がけていくとのことですので、今後の動向を注視してまいります。

続きまして、窓口2割負担による配慮措置についてお答えいたします。2割負担の導入

につきましては、年齢ではなく負担能力に応じた負担とする、全世代対応型の社会保障制度を構築するために必要な改正であると承知しております。配慮措置終了後も、高額療養費制度において、医療費が高額になった場合の自己負担額は、課税所得のある1割の方と同額に配慮されており、医療給付費が増え続けている現状のなか、負担能力のある方には、可能な範囲で負担をお願いしなければならないものと考えております。

続きまして、定率国庫負担割合の増加を国に求める考えについてお答えいたします。令和6年6月に全国の広域連合の総意として、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営ができるよう、定率国庫負担割合の増加等、国の財政支援を拡充することを要望しているところでございます。今後も高齢化の進展に伴い、医療費の増大が見込まれることから、引き続き、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じた要望活動を継続してまいります。

続きまして、財政安定化基金の取り崩しを行う考えについてお答えいたします。当該基金は、広域連合が通常の運営努力を行ってもなお生じる保険料の未納や、予想を上回る医療給付費が生じたことによる財政リスクに備えるために、県に設置されております。特例的に保険料の抑制財源として活用した場合は、その後の保険料率改定において増加要因となり、負担の先送りにつながることから、令和8年度、9年度の次期保険料率算定に向けては、県と協議の上、被保険者にとって有益な活用方法を検討してまいります。

続きまして、紙の保険証廃止に伴う混乱回避への取り組みについてお答えいたします。マイナ保険証への移行にあたり、被保険者の皆さまが8月以降も安心して医療を受けられることは重要と考えております。そのため、当広域連合独自の取り組みとして、マイナ保険証による受診が困難な方は、申請により資格確認書を継続的に交付することなどを記載したお知らせを、マイナ保険証をお持ちの全ての方に対し、3月上旬にお送りしたところです。この取り組みにより、必要とされる方には資格確認書が交付されることから、安心して受診できる医療保険制度が維持されるものと認識しております。私からは以上です。

○議長（各務 雅彦君）

よろしいでしょうか。

【議員提出議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について】

○議長（各務 雅彦君）

次に、日程第6、議員提出議案第1号、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件は、議会運営委員会委員8名による提出議案であります。

田辺昭人議員に説明を求めます。

田辺昭人議員。

○11番議員（田辺 昭人君）

議会運営委員会委員長の田辺でございます。

ただいま議題となっております、議員提出議案第1号、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。議案説明資料の1ページ、資料1を御覧ください。

1、条例改正の理由ですが、令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行されます。改正法は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設すること等を内容としているため、改正法の施行までに、本条例の懲役を拘禁刑に改めます。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の一部改正に伴い、引用箇所の項ずれを改めるほか、所要の改正を行います。

なお、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自律的な対応に委ねることとされているため、議員提案により条例を改正するものです。次に、2、条例改正の内容ですが、（1）懲役を拘禁刑に改めること、（2）番号利用法引用箇所の項ずれを改めること、（3）その他所要の改正でございます。次に、3、条例の施行日ですが、（1）第53条から第55条までの改正規定については、令和7年6月1日、（2）第2条第10項の改正規定のうち、第2条第8項を第2条第9項に改める部分及び第12条第5項の表の改正規定については、令和7年4月1日、（3）その他所要の改正については、公布の日を予定しております。

なお、資料の2ページから8ページに新旧対照表を、別冊の議案書の1ページから4ページに条例案を掲載しておりますので、併せて御覧ください。説明は以上でございます。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（各務 雅彦君）

議員提出議案第1号について、質疑の通告はありませんでしたので、これより討論に入ります。みわ智恵美議員から、討論の通告がありましたので、発言を許可します。

みわ智恵美議員。

○7番議員（みわ 智恵美君）

日本共産党横浜市会のみわ智恵美です。

議員提出議案第1号は、法の一部改正に伴う条例改正としていますが、議会個人情報保護条例は、議会の保有する個人情報の利活用を促進するもので、現状では、個人情報の保護が十分でなく、情報漏洩などの危惧を拭えないことから反対とします。

○議長（各務 雅彦君）

以上ですので、討論を終結します。

○議長（各務 雅彦君）

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について】

○議長（各務 雅彦君）

次に、日程第7、議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

青木事務局長。

○事務局長（青木 一広君）

議案第1号について御説明申し上げます。議案説明資料の9ページ、資料2を御覧ください。

1、条例制定の理由ですが、令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行されます。改正法は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設すること等を内容としているため、改正法の施行までに、関係条例の懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるほか、所要の改正を行います。次に、2、条例の主な内容ですが、本条例により改正する関係条例は、（1）神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例、（2）神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例、（3）神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例、（4）神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例でございます。このうち、個人情報保護条例につきましては、個人情報の保護に関する法律施行令の改正により、第3条において引用条文のずれが生じていますので、併せて改正いたします。次に、3、条例の施行日は、令和7年6月1日を予定しておりますが、個人情報保護条例第3条関係の規定につきましては、公布の日を予定しております。

なお、資料の10ページから12ページに本条例により改正する関係条例の新旧対照表を、別冊の議案書の6ページから7ページに条例案を掲載しておりますので、併せて御覧ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（各務 雅彦君）

議案第1号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第1号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について】

○議長（各務 雅彦君）

次に、日程第8、議案第2号、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

青木事務局長。

○事務局長（青木 一広君）

議案第2号について、御説明申し上げます。議案説明資料の13ページ、資料3を御覧ください。

1、条例改正の理由ですが、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、低所得者に対する保険料の均等割額に係る所得判定基準の見直しが行われることから、条例の一部改正を行います。また、高齢者の医療の確保に関する法律第111条の規定による徴収猶予について、国通知を踏まえ、急患等の被保険者に係る取扱いの一部改正を行います。加えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により被保険者証の発行が終了したことに伴い、被保険者証に関する罰則規定を削除します。次に、2、条例改正の内容ですが、（1）被保険者均等割額に係る所得判定基準の見直しについて、ア、5割軽減は29.5万円のところを30.5万円に、イ、2割軽減は54.5万円を56万円にそれぞれ改正します。次に、（2）保険料の徴収猶予期間について、記載のとおりただし書を加え、変更いたします。次に、（3）被保険者証に関する罰則規定について、アに記載のとおり、条例第24条の被保険者証に関する罰則規定を削除し、それに伴い、イのとおり、条例第25条から第27条を1条ずつ繰り上げます。次に、3、条例の施行日は、令和7年4月1日を予定しております。

なお、別冊の資料の14ページから15ページに新旧対照表を、別冊の議案書の9ページから10ページに条例案を掲載しておりますので、併せて御覧ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（各務 雅彦君）

議案第2号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第2号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について】

○議長（各務 雅彦君）

次に、日程第9、議案第3号、神奈川県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

青木事務局長。

○事務局長（青木 一広君）

議案第3号について、御説明申し上げます。議案説明資料の17ページ、資料4を御覧ください。本件につきましては、地方自治法第291条の7第3項の規定に基づき、神奈川県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について、議会の議決を求めるものでございます。

1、趣旨ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、令和6年12月2日に被保険者証の発行が終了したことに伴い、被保険者証等の文言整理を行うため、第4次広域計画の一部を変更するものです。次に、2、一部変更内容ですが、第4次広域計画では、広域連合と構成市町村の事務分担に被保険者証等の記載があるため、該当箇所を次の新旧対照表のとおり変更いたします。詳細につきましては、資料の18ページから19ページに計画の新旧対照表を掲載しております。

なお、別冊の議案書の13ページから31ページに変更後の計画案を掲載しておりますので、併せて御覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（各務 雅彦君）

議案第3号について、質疑の通告はありませんでしたので、これより討論に入ります。

みわ智恵美議員から、討論の通告がありましたので、発言を許可します。

みわ智恵美議員。

○7番議員（みわ 智恵美君）

横浜市会のみわ智恵美です。

議案第3号、神奈川県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について、討論を行います。

この議案は、神奈川県第4次広域計画について、文言整理をするためのものですが、当該広域計画は、高齢者が払う保険料の均等割・所得割の上昇が続き、今後とも連続的値上げは避けられない計画となっていることから、この議案に反対いたします。

2008年、平成20年の制度スタート当初は、全国平均で年77,000円だった保険料は、現状、2024年、25年目は106,423円と大きく上昇しております。この75歳以上の高齢者をほかの世代と分断し、別枠の制度に囲い込み、後期高齢者の人口の割合が増えるのに応じて給付財源に占める後期高齢者医療保険料の割合を増やしている制度そのものに大きな原因があります。減らされてきた国庫負担を圧倒的に増額するなど、高齢者・国民の負担軽減を求めて討論といたします。

○議長（各務 雅彦君）

以上ですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りいたします。

議案第3号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

【令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について】

○議長（各務 雅彦君）

次に、日程第10、議案第4号、令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

青木事務局長。

○事務局長（青木 一広君）

議案第4号について、御説明申し上げます。議案説明資料の21ページ、資料5を御覧ください。

1、補正予算額ですが、3億2,170万4千円を増額し、一般会計の予算総額を、50億3,926万1千円とします。次に、2、補正の内容の（1）歳入ですが、当初予算では見込んでいない国庫補助金の交付決定があったことから、民生費国庫補助金を2億1,752万6千円増額するとともに、当初財源として予定していた3点目の財政調整基金繰入金を同額減額いたします。また、金利上昇に伴う基金運用利子の増により、2点目の財産収入を129万5千円増額いたします。加えて、令和5年度からの繰越額が確定したことに伴い、繰越金を3億2,040万9千円増額いたします。次に、（2）歳出ですが、一般管理費について、5年度の国庫補助金の精算に伴い、国への償還金として169万円増額いたします。また、財政調整基金費について、5年度繰越額の確定に伴う基金への積立金を3億2,001万4千円増額いたします。次に、22ページに参考として今回の補正予算を踏まえた6年度末における財政調整基金の残高見込みを掲載しております。

なお、別冊の議案書の33ページから45ページに議案書及び予算書を掲載しておりますので、併せて御覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（各務 雅彦君）

議案第4号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 4 号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【令和 6 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について】

○議長 (各務 雅彦君)

次に、日程第 11、議案第 5 号、令和 6 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

青木事務局長。

○事務局長 (青木 一広君)

議案第 5 号について、御説明申し上げます。議案説明資料の 23 ページ、資料 6 を御覧ください。

1、補正予算額ですが、38 億 6,898 万 4 千円を増額し、特別会計の予算総額を、1 兆 1,347 億 6,005 万 5 千円とします。次に、2、補正の内容の(1)歳入ですが、令和 5 年度療養給付費負担金等の精算に伴い、市町村負担金を 4 億 9,827 万 2 千円減額するとともに、5 年度分の精算に伴い、支払基金交付金を 3 億 8,620 万 5 千円増額いたします。また、金利上昇に伴う基金運用利子の増により、財産収入を 515 万 8 千円増額いたします。加えて、5 年度からの繰越額が確定したことに伴い、繰越金を 39 億 7,589 万 3 千円増額いたします。次に、(2)歳出ですが、支払基金拠出金について、出産育児支援金の決定額不足分を 1,044 万円増額いたします。また、基金積立金について、5 年度繰越額の確定等に伴う基金への積立金を、療養給付費等支払準備基金に 25 億 605 万 7 千円、保健事業等支援基金に 467 万 9 千円、それぞれ増額いたします。加えて、5 年度の国庫負担金等の精算に伴い、国への償還金として、13 億 4,780 万 8 千円を増額いたします。次に、24 ページに参考として今回の補正予算を踏まえた 6 年度末における療養給付費等支払準備基金及び保健事業等支援基金の残高見込みを掲載しております。

なお、別冊の議案書の 47 ページから 61 ページに議案書及び予算書を掲載しておりますので、併せて御覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (各務 雅彦君)

議案第 5 号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 5 号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について】

○議長（各務 雅彦君）

次に、日程第 12、議案第 6 号、令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

青木事務局長。

○事務局長（青木 一広君）

議案第 6 号について、御説明申し上げます。議案説明資料の 25 ページ、資料 7 を御覧ください。

1、予算案の全体概要ですが、令和 7 年度の一般会計の予算総額は、標準システムクラウド化対応業務委託等の臨時的な経費の減や被保険者証の廃止に伴う通信運搬費の減等により、対前年度比、4 億 9,773 万 7 千円減額の 42 億 1,982 万円となっております。次に、2、歳入についてですが、（1）総括表と（2）主な増減要因を併せて御覧ください。まず、分担金及び負担金は、県内市町村からの共通経費負担金にあたるもので、被保険者数の増加などにより、対前年度比、1 億 166 万 8 千円増額の 30 億 9,911 万 7 千円となっております。国庫支出金は、保険者インセンティブに係る特別調整交付金の増などにより、対前年度比、3,791 万 7 千円増額の 6 億 7,771 万 9 千円となっております。財政調整基金からの繰入金については、標準システムクラウド化費用等の減により、対前年度比、6 億 4,008 万 1 千円減額の 4 億 4,015 万 5 千円となっております。次に 26 ページ、3、歳出についてですが、こちらも、（1）総括表と（2）主な増減要因を併せて御覧ください。まず、総務費の会計関係費は、6 年 10 月より有料化された金融機関振込手数料について、年間分を計上する必要があることから、対前年度比、1 億 4,550 万 2 千円増額の 3 億 876 万 1 千円となっております。資格管理事業費は、被保険者証の廃止に伴う、通信運搬費の減により、対前年度比、6,061 万 5 千円減額の 5 億 4,474 万 2 千円となっております。給付関係事業費は、郵便料金改定による支給決定通知書等の通信運搬費の増により、対前年度比、478 万 3 千円増額の 6 億 9,225 万 4 千円となっております。医療費適正化事業費は、資格過誤点検業務等に係る委託料の減により、対前年度比、2,676 万 1 千円減額の 7 億 5,504 万 9 千円となっております。電算システム関係費は、5 年度・6 年度にかけて整備した標準システムのクラウド化の完了による委託料の減により、対前年度比、5 億 8,839 万 9 千円減額の 11 億 8,408 万 7 千円となっております。財政調整基金費は、金利上昇に伴う基金運用利子の増により、対前年度比、253 万 8 千円増額の 258 万 1 千円となっております。各事業の詳細については、次の 27 ページ、7 年度広域連合一般会計予算案事業別一覧に記載しておりますので、御参照ください。26 ページに戻りまして、4、基金の状況ですが、財政調整基金の 6 年度末の残高見込みは、14 億 4,922 万 2 千円となっており、これに 7 年度中の取

崩と積立の予定額を合算し、7年度末の残高は、10億1,164万8千円を見込んでおります。

なお、別冊の議案書の63ページから85ページに議案書及び予算書を掲載しておりますので、併せて御覧ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（各務 雅彦君）

これより質疑に入ります。

議場配付資料①、18ページの議案関連質問発言通告表のとおり、議案第6号について、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

みわ智恵美議員の発言を許可します。

みわ智恵美議員。

○7番議員（みわ 智恵美君）

横浜市会のみわ智恵美です。広域連合議会議員の定数を増やすこと、議会の開催時期の変更、全県に議論を届けることについて伺います。

まず、議員定数20名ですが、財政規模を競う愛知県では33名です。県広域連合議会は全県にお住まいの方々の後期高齢者医療についての審議をしています。すべての市町村から議員を選出すべきで、定数を増やすべきと考えますが、見解を伺います。

近隣の連合議会の開催状況は、東京都・千葉県・埼玉県は1月、茨城県・栃木県は2月であり、1、2月で終了しています。神奈川県が3月末で、県内市町村議会での予算審議終了後になっていることは、当広域連合議会の軽視に他なりません。市町村の予算審議の前の1、2月に広域連合議会開催を早めるべきと考えますが、見解を伺います。

また、議会中継を実施して、全県にお住まいの方々にも議会の議論が届くようにすべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（各務 雅彦君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 光君）

みわ議員から、3問の質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず始めに、すべての市町村から議員を選出し、議員定数を増やすことについてお答えいたします。広域連合議会の議員定数は、審議事項が後期高齢者医療制度のみであり、議会運営を効率的に行うために、議員数を必要最小限に抑えるという考え方に基づき、20人と定められております。また、広域連合議会の議員は、広域連合区域内全体の代表と位置づけられ、なるべく公平に住民の意見を反映させるために、県内を8つのブロックに分けて選出されており、議会運営の効率性と公平性の観点から、現在の定数及び選出方法は妥当であると考えております。

続きまして、議会の開催時期を早めることについてお答えいたします。当広域連合議会定例会の開催時期は、各市町村議会の開催日程等を考慮いたしまして、この時期の開催と

したものでございます。

続きまして、議会中継を実施する考えについてお答えいたします。当広域連合議会の議場は、条件に合う施設を議会の開催の都度、借り上げていること、また、当日の運営にあたり、限られた人員から必要数を確保していること等から、円滑な議会中継を実施するためには、様々な課題の整理が必要となります。これらの実情を考慮いたしますと、現在の議場における傍聴及びホームページ上に会議録を公開する方法が妥当であると考えております。私からは以上です。

○議長（各務 雅彦君）

よろしいでしょうか。

みわ智恵美議員。

○7番議員（みわ 智恵美君）

県民の皆さまのための議会となるような工夫となる取り組みについて、お考えはないのか、改めて伺います。

○議長（各務 雅彦君）

ただいまの質問に対し、事務局より答弁をお願いします。

青木事務局長。

○事務局長（青木 一広君）

みわ議員からの再質問に対して、私の方からお答えいたします。

県民の皆さまのための議会となるように工夫した取り組みを行ったらいかがとの御質問でございますが、当広域連合議会の活動状況については、議会における傍聴及びホームページ上での会議録の公表のほか、全ての被保険者の方にお送りしている後期高齢者医療制度に関する情報や広域連合の運営情報を御紹介する広報誌である、広報かながわ広域連合においても、議会に係る情報を掲載し、関心を高める工夫を行っております。

今後も、様々な機会を捉えて、周知活動に取り組み、広域連合議会が県民の皆さまにとってより身近なものとなるよう努めてまいります。以上です。

○議長（各務 雅彦君）

よろしいでしょうか。

これより討論に入ります。

議案第6号について、みわ智恵美議員から討論の通告がありましたので、発言を許可します。

みわ智恵美議員。

○7番議員（みわ 智恵美君）

横浜市のみわ智恵美です。

議案第6号、令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について討論を行います。

広域連合議会の開始時期について市町村議会では新年度予算成立後に設定されていること

自体、議会軽視であり、当連合議会の開催を1月、2月へ早める必要があります。また、県内33市町村すべてから拠出金が出されていることから、県内市町村全てが審議に参加できるように定数を増やすべきです。加えて議会中継を実施して広域連合議会の議論を広く県民に知らせることが必要です。以上反対討論といたします。

○議長（各務 雅彦君）

以上ですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第6号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について】

○議長（各務 雅彦君）

次に、日程第13、議案第7号、令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

青木事務局長。

○事務局長（青木 一広君）

議案第7号について、御説明申し上げます。議案説明資料の29ページ、資料8を御覧ください。

1、予算案の全体概要ですが、財政運営期間の2年目となる令和7年度の特別会計の予算総額は、被保険者数の増加などにより、対前年度比、399億4,820万6千円増額の1兆1,708億3,927万7千円となっております。次に、2、歳入については、（1）総括表と

（2）主な内容と増減を併せて御覧ください。まず、市町村支出金の、保険料納付金の現

年度分は、被保険者数の増加などにより、対前年度比、57億4,804万3千円増額の1,453億3,453万1千円となっております。収納率は99.51%を見込んでおります。基盤安定拠出

金は、対前年度比、4億8,631万2千円増額の202億2,227万円、定率負担金は、対前年度比、29億1,801万6千円増額の865億6,057万7千円となっております。国庫支出金、

県支出金、支払基金交付金につきましては、療養給付費の増額に伴い、それぞれ記載のとおり、増額となっております。次に30ページ、3、歳出についてですが、こちらも、

（1）総括表と（2）主な内容と増減を併せて御覧ください。まず、保険給付費の療養給

付費等は、被保険者数の増加などにより、対前年度比、390億9,007万1千円増額の1兆1,451億739万9千円となっております。審査支払手数料は、被保険者数の増加などにより、

対前年度比、1億3,978万5千円増額の31億661万9千円となっております。また、保健

事業費は、一体的実施事業を実施する日常生活圏域数の増により対前年度比、3億4,668万円増額の66億2,501万7千円となっております。なお、参考に記載のとおり、7年度の平均被保険者数は2.6%増の136万3,663人、1人当たり医療費は、1.0%増の92万6,342円を見込んでおります。次に、4、基金の状況ですが、療養給付費等支払準備基金の6年度末の残高見込みは、85億3,093万6千円となっており、これに、7年度中の取崩と積立の予定額を合算し、7年度末の残高は、25億7,648万6千円を見込んでおります。また、保健事業等支援基金の6年度末の残高見込みは、16億2,273万6千円となっており、これに、7年度中の取崩と積立の予定額を合算し、7年度末の残高は、14億2,598万1千円を見込んでおります。

なお、別冊の議案書の87ページから110ページに議案書及び予算書を掲載しておりますので、併せて御確認ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（各務 雅彦君）

これより質疑に入ります。

議場配付資料①、18ページの議案関連質問発言通告表のとおり、議案第7号について、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

みわ智恵美議員の発言を許可します。

みわ智恵美議員。

○7番議員（みわ 智恵美君）

横浜市会のみわ智恵美です。議案第7号、令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算における健康診断についてでございます。

高齢者の健康維持にとって、健康診断を受けることにより健康状態が把握され、早期発見早期治療につながることは大変重要です。とりわけ、加齢性難聴はフレイルリスクの要因として、現在大変注目されています。本人や周りの家族が気づかないうちに進行することもあります。日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会も、聞こえにくさを放っておくと社会的孤立やうつ病、認知症につながるとし、聴力検査の必要性を示しています。当広域連合でも保健事業のフレイル予防として健康診断時に聴覚検査を加える必要があると考えますが、見解を伺います。

○議長（各務 雅彦君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 光君）

みわ議員より質問をいただきましたのでお答えいたします。

健康診査に必要な基本項目は、国において、調査・研究に基づき設定されており、現状では、聴力検査は基本項目とされていないため、当広域連合としては聴力検査の実施を考えておりません。

なお、フレイル予防を含め、被保険者の皆さまの心身の課題に対して適切に対応するため、引き続き、市町村と連携を図りながら高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を推進してまいります。

○議長（各務 雅彦君）

よろしいでしょうか。

これより討論に入ります。

議案第7号について、みわ智恵美議員から討論の通告がありましたので、発言を許可します。

みわ智恵美議員。

○7番議員（みわ 智恵美君）

横浜市のみわ智恵美です。

議案第7号、令和7年度特別会計予算では、保険料の値上げは基本的にはありませんが、2024年度から実施されている、均等割額43,100円から45,900円、所得割率8.78%から10.08%に引き上げる大幅な負担増が前提になっている予算であるため、令和7年度特別会計予算には反対いたします。

○議長（各務 雅彦君）

以上ですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第7号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【陳情】

○議長（各務 雅彦君）

次に、日程第14、陳情第1号、従来の健康保険証の復活を求める意見書提出の陳情及び日程第15、陳情第2号、窓口負担2割の方への「配慮措置」の継続を求める意見書提出の陳情、について議題といたします。

議場配付資料①の21ページを御覧ください。本件につきましては、慎重な審査が必要であるため、会議規則第136条及び第141条の規定により、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

午後3時27分 休憩

【委員長報告（陳情）】

○議長（各務 雅彦君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14、陳情第1号及び日程第15、陳情第2号について、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

田辺昭人議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（田辺 昭人君）

ただいま議題となりました陳情第1号及び第2号について、議会運営委員会における審査の結果を御報告申し上げます。議場配付資料②の1ページを御覧ください。委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、陳情第1号については、不採択とすべきものと決定いたしました。次に、陳情第2号については、不採択とすべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（各務 雅彦君）

ありがとうございました。ただいま議会運営委員会委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありましたので、陳情第1号から順次、審議いたします。まず、陳情第1号について、みわ智恵美議員から討論の通告がありましたので、発言を許可します。

みわ智恵美議員。

○7番議員（みわ 智恵美君）

横浜市のみわ智恵美です。

この陳情は、従来の健康保険証の復活を求める意見書を国に提出することを求める陳情であり、賛成の立場から討論します。

県内のマイナ保険証利用率は昨年12月で33.43%です。国を挙げて各種報道機関や自治体広報を駆使して宣伝を行っても、6割以上の方が紙の保険証利用が実態です。紙の保険証を廃止することで、健康保険証と体裁と機能も全く変わらない資格確認書が後期高齢者医療制度の新規加入者に全員交付され、マイナンバーカードを持たない方、マイナ保険証登録をされてない方には、申請なしで当面の間交付されます。後期高齢者の混乱を避けるため、セーフティネット保障のためにこのような手立てが取られています。その手立ては、申請があれば、どなたにも、マイナ保険証を持っている方にも資格確認書が発行されるということです。混乱を避けるためにこのような取り組みをされるということであれば、紙の保険証をこれまでどおり発行すればいいものです。世界に誇る日本の保険医療制度を維持存続するためにも、陳情第1号が求めるこれまで信頼を築いてきた従来の紙の健康保険証を復活させるよう、国に意見書を上げるべきです。以上です。

○議長（各務 雅彦君）

以上で討論を終結します。

これより採決に入ります。陳情第1号について、議会運営委員会より、不採択とすべきとの審査結果の報告がありました。報告のとおり、不採択とすることに、賛成の皆さまの起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定いたしました。

続いて、陳情第2号について討論に移ります。

本件については、みわ智恵美議員から討論の通告がありましたので、発言を許可します。

みわ智恵美議員。

○7番議員（みわ 智恵美君）

横浜市会のみわ智恵美です。この陳情は、窓口負担2割の方の配慮措置の継続を求める意見書を国に提出することを求める陳情です。窓口負担2割の方の配慮措置は、高齢者の診療抑制を進めてはいけなと、2022年10月から導入されました。ところが、厚生労働省は、一昨年2023年の9月に後期高齢者医療の窓口2割負担導入による影響についての分析結果で、2割負担の方の受診日数が1割負担の方に比べて低位で推移しているということが分かりました。後期高齢の事務局は、大きな受診抑制になっていないという説明をされましたけれども、少数は切り捨てるということでしょうか。命に関わる深刻な事態が起きていることは明らかです。現在の物価高騰が激化していることはここに参加されている皆さまが実感されていることです。ですから、年金生活者の命と生活を守るためには、直ちに窓口負担を1割に戻すべきと考えます。いかにも働く世代の負担を削減するように描いていますけれども、大幅な削減にはなっておりません。世代を分断して、社会保障費、医療費削減の方策としているだけです。本来は、1割負担に戻すべきと考えますが、まずは、当面の措置として、窓口の2割負担の方の配慮措置を本年9月30日以降も継続すべきと考えます。よって、陳情は採択とすべきです。以上です。

○議長（各務 雅彦君）

以上で討論を終結します。

これより採決に入ります。

陳情第2号について、議会運営委員会より、不採択とすべきとの審査結果の報告がありましたので、報告のとおり、不採択とすることに賛成の皆さまの起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

【閉会中継続審査】

○議長（各務 雅彦君）

次に、閉会中継続審査について、議題といたします。

議場配付資料②の3ページから5ページを御覧ください。

ただいま議会運営委員会から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

この際、本件を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本件につきまして、議会運営委員会申し出のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員会申し出のとおりとすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（各務 雅彦君）

この際、お諮りいたします。本定例会の議決の結果、条項、字句、数字その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に御一任願いたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、本定例会における議決事件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

【閉会の挨拶】

○議長（各務 雅彦君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 光君）

本日、長時間にわたり多数の議案を御審議いただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。今後も、引き続き、後期高齢者医療制度への、御理解、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。本日は、誠にありがとうございました。

○議長（各務 雅彦君）

これをもちまして、令和7年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。長時間にわたり、御協力いただき、誠にありがとうございました。

午後4時6分 閉会

○議決結果

議 案	件 名	結 果
議員提出議案第 1 号	神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について	可決
議案第 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	可決
議案第 2 号	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第 3 号	神奈川県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の一部変更について	可決
議案第 4 号	令和 6 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について	可決
議案第 5 号	令和 6 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	可決
議案第 6 号	令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	可決
議案第 7 号	令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	可決
陳情第 1 号	従来健康保険証の復活を求める意見書提出の陳情	不採択
陳情第 2 号	窓口負担 2 割の方への「配慮措置」の継続を求める意見書提出の陳情	不採択

上記会議の顚末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議 長 各務 雅彦

議 員 柏原 傑

同 田中 ゆき